

令和7年第3回酒田市教育委員会定例会について（審議結果）

日 時 令和7年4月25日（金） 午後1時30分～

場 所 酒田市役所7階 703会議室

議 事

議第13号 酒田市社会教育推進員に関する規則の廃止について

社会教育推進員の職務は主に公民館活動への協力であり、活動時間を年間おおむね25日または50時間以上とするものであるが、公民館事業の減少など現状に即して配置しないため、同規則を廃止するものであり、提案のとおり決しました。

議第14号 酒田市いじめ問題対応委員会委員の委嘱について

酒田市いじめ防止対策の推進に関する条例第13条の規定に基づき、委嘱しようとするものであり、提案のとおり決しました。

なお、議第14号は、人事案件のため非公開で審議されました。